

藤沢市下水道施設官民連携業務委託

モニタリング基本計画

令和 8 年 6 月

藤沢市 道路下水道部

目 次

第1章 総論	1
1 モニタリングとは	1
2 モニタリング基本計画の目的と位置付け	1
3 モニタリング実施計画	1
4 モニタリングの体制	1
5 モニタリングの対象業務	2
6 企画提案内容のモニタリング	3
7 モニタリングの費用負担	4
8 モニタリング実施計画書の変更	4
9 モニタリング結果の公表	4
第2章 モニタリングの実施方法	5
1 モニタリングの基本的な考え方	5
2 モニタリングの方法	5
3 本業務における履行確認ができない場合の措置	8

用語の定義

用語	定義
本業務	: 藤沢市下水道施設官民連携業務委託をいう。
委託者	: 藤沢市（担当課：道路下水道部 下水道管路課、下水道計画業務課、下水道施設課、辻堂浄化センター、大清水浄化センター）をいう。 : ただし、工事に関連する業務については、「発注者」と読み換えること。
受託者	: 委託者と事業契約を締結し、本業務を実施する者をいう。ただし、 : 工事に関連する業務については、「受注者」と読み換えること。。
業務計画書	: 全体業務計画書、年間業務計画書、月間業務計画書、各業務における業務計画書の総称をいう

第1章 総論

1 モニタリングとは

モニタリングとは、受託者による本業務の履行に関して、基本契約書に従い、適正かつ確実な業務実施がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、本業務の履行を監視する行為をいう。

2 モニタリング基本計画の目的と位置付け

本モニタリング基本計画は、基本契約書に定められた契約内容が適切に履行されているかを確認するため、本業務におけるモニタリングについての基本的な考え方及び内容を示すものである。

3 モニタリング実施計画

モニタリング実施計画とは、基本契約書及びモニタリング基本計画に基づいて委託者と受託者が協議を行い、受託者が行うセルフモニタリングと委託者が行うモニタリングを含めた業務全体のモニタリング計画のことをいう。

受託者は、委託者と基本契約書を締結後、本業務におけるモニタリングについての協議を行い、その結果を踏まえたモニタリング実施計画書を作成する。

モニタリング実施計画書で定める事項は次のとおりである。

- ① モニタリングの定義
- ② モニタリングを行う体制
- ③ モニタリングの対象業務
- ④ モニタリングの対象提案項目
- ⑤ モニタリングの方法
- ⑥ モニタリング実施フロー
- ⑦ モニタリングを行う時期
- ⑧ モニタリングの内容
- ⑨ モニタリングの様式
- ⑩ セルフモニタリングの様式

4 モニタリングの体制

モニタリングは、①受託者によるセルフモニタリング、②委託者によるモニタリング、③第三者機関によるモニタリング（必要に応じて）で構成される。

①受託者によるセルフモニタリング

受託者によるセルフモニタリングは、受託者が作成したセルフモニタリング計画に基づき、本業務の履行状況が基本契約書に定められた契約内容が適切に履行されているかの確認を実施し、その結果を委託者に報告する。

②委託者によるモニタリング

委託者によるモニタリングは、受託者が作成したモニタリング実施計画書に基づき、本業務の履行状況が基本契約書に定められた契約内容が適切に履行されているかの確認を、受託者からのセルフモニタリングの報告を踏まえて実施する。なお、委託者が必要と判断した場合は、現地の確認を行う場合がある。

③第三者機関によるモニタリング（必要に応じて）

委託者は、本業務の履行状況が基本契約書に定められた契約内容が適切に履行されているかの確認について、第三者機関によるモニタリングが必要と判断した場合に実施する。第三者機関によるモニタリングは、委託者と受託者に対して、双方とは独立した中立・公平な立場から助言や改善提案等を実施し、それらを委託者に報告することを想定している。

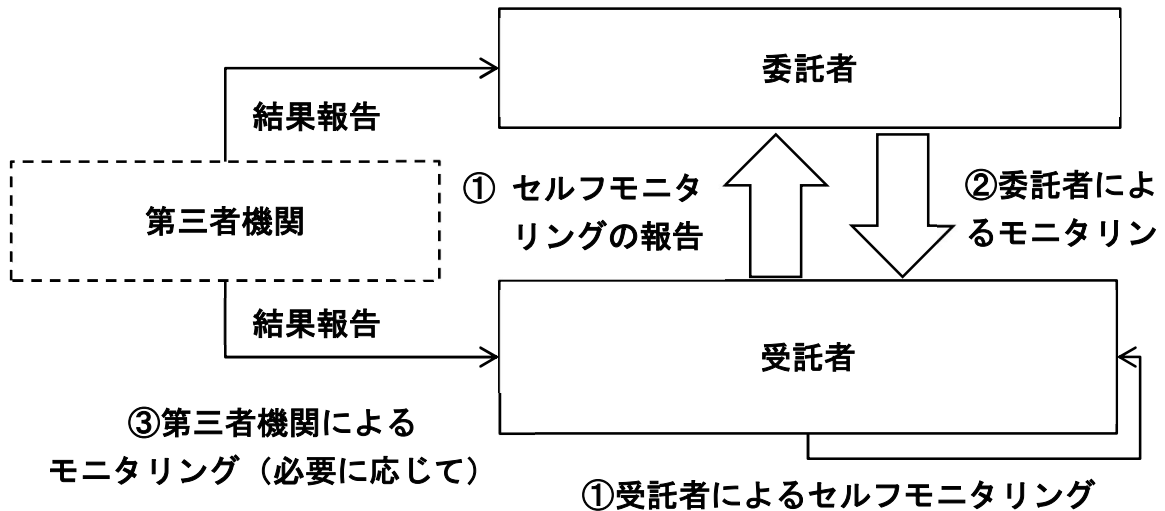


図1 モニタリング体制

5 モニタリングの対象業務

モニタリングの対象業務は、次のとおりとする。

- (1) 計画的業務
 - ア 圧送管巡視・点検業務
 - イ ます・取付け管巡視業務
 - ウ マンホールポンプ点検業務
 - エ 調査業務
 - オ 清掃業務
- (2) 修繕等業務
 - ア 修繕用資料作成業務
 - イ 本管部分入替業務
 - ウ マンホール本体修繕業務
 - エ ます修繕業務

- オ 空洞箇所穴埋め修繕業務
- カ 下水道用地修繕業務
- キ 下水道用地管理業務
- (3) 検査補助・普及業務
 - ア 水洗便所普及促進業務
 - イ 検査補助業務（排水設備検査補助業務）
 - ウ 検査補助業務（自費施工検査補助業務）
- (4) 住民対応等業務
 - ア 新設用資料作成業務
 - イ 公共ます及び取付け管新設工事
- (5) 改築業務（ストマネ）
 - ア 改築設計業務（管きよ）
 - イ 改築設計業務（マンホール）
 - ウ 改築設計業務（取付け管）
 - エ 機能耐久調査業務
 - オ 改築工事（管きよ布設替え）
 - カ 改築工事（マンホール蓋交換）
 - キ 改築工事（取付け管布設替え）
- (6) 改築業務（耐震化）
 - ア 耐震診断業務
 - イ 耐震改築設計業務（管きよ）
 - ウ 耐震改築設計業務（マンホール管口）
 - エ 耐震改築設計業務（マンホール浮上防止対策）
 - オ 耐震改築工事（管きよ更生）
 - カ 耐震改築工事（管きよ布設替え）
 - キ 耐震改築工事（マンホール管口）
 - ク 耐震改築工事（マンホール浮上防止対策）
- (7) 計画策定業務
 - ア ストックマネジメント実施方針（管路施設）改訂業務
 - イ ストックマネジメント（第三・四・五期）計画（管路施設）策定業務
 - ウ ストックマネジメント（マンホールポンプ）計画策定業務
 - エ 修繕・改築選定業務
- (8) データベース作成業務
 - ア データベース作成業務
- (9) 統括管理業務
 - ア 統括管理業務
 - イ 更新計画案作成業務

6 企画提案内容のモニタリング

委託者は、受託者から提出された企画提案書における提案内容について、

提案内容を充足（履行）しているかのモニタリングを実施する。

7 モニタリングの費用負担

委託者及び必要に応じて実施する第三者機関が行うモニタリングに要する費用については、委託者が負担する。

受託者が行うセルフモニタリングに要する費用については、受託者が負担する。

表2-2に示す会議体に要する費用及び現地による確認に要する費用については、双方の協議により委託者及び受託者それぞれが応分の負担をする。

8 モニタリング実施計画書の変更

モニタリング実施計画書は、次の事由により、変更する必要がある場合に変更する。

- ① 契約内容が変更された場合
- ② 要求水準書が変更された場合
- ③ 委託者及び必要に応じて第三者機関より指示された場合
- ④ その他、本業務内容の変更が特に必要と認められた場合

9 モニタリング結果の公表

委託者は、委託者が実施したモニタリングの結果について、必要に応じて藤沢市ホームページにおいて公表する場合がある。受託者は、委託者の公表に協力するものとする。

第2章 モニタリングの実施方法

1 モニタリングの基本的な考え方

モニタリングにおいては、『第1章 5 モニタリングの対象業務』及び『第1章 6 企画提案内容のモニタリング』を包括して実施する。

なお、モニタリングに当たっての留意点を次に示す。

- (1) モニタリングは、本業務の目的達成のために必要な各業務が要求水準、提案内容及び業務計画書を満たして適正に実施されているかの確認を行う。
- (2) 受託者は、各業務着手前にセルフモニタリング様式を作成し、委託者へ提出する。
- (3) 受託者は、業務計画書に基づき、業務を適正に実施しているか確認すると共に、各種提出書類に基づきセルフモニタリングを行うことで、実際の業務状況が要求水準等を満たしているか確認する。また、その結果をセルフモニタリング報告書として取りまとめ、委託者に提出する。
- (4) 委託者は、セルフモニタリング報告書、各提出書類及び業務履行状況に基づき、基本契約書に定められた契約内容を満たしているかの確認を行う。
- (5) 委託者は、品質確保のために必要と認めた場合、業務履行状況の現地による確認を行い、確認結果に応じた必要な措置を命じる場合がある。

2 モニタリングの方法

モニタリングの方法は、書類による確認、会議体による確認、現地における確認を基本とする。



図2 モニタリングの方法

(1) 書類による確認

受託者は、業務の履行状況をセルフモニタリングしたうえで、表 2-1 に示す書類を委託者に提出して確認等を受ける。

表 2-1 提出書類

提出書類	概要	頻度	行為
全体業務計画書（モニタリング実施計画書含む。）	履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュール、業務全体のモニタリング計画等を把握できる業務計画書	1 回	確認 (※)
年間業務計画書	当該年度における各業務の実施計画、スケジュール等を把握できる業務計画書	1 回/年	確認 (※)
月間業務計画書	年間業務計画の内容に準じ、当該月間の計画を日単位で把握できる業務計画書	1 回/月	確認 (※)
年間業務報告書	当該年度における各業務の業務報告書	1 回/年	確認 (※)
月間業務報告書	各業務の日報、月報等の実施結果から各業務における要求水準に対する履行状況等を取りまとめた月毎の業務報告書	1 回/月	確認 (※)
ストマネ実施方針に基づく PDC A データ	次の業務における当該年度に実施した業務実績データ一式 ①調査業務 ②修繕・改築選定業務 ③修繕等業務 ④改築設計業務（ストマネ・耐震化） ⑤機能耐久調査業務（ストマネ） ⑥改築工事（ストマネ・耐震化）	1 回/年	確認 (※)
巡視・点検業務報告書	当該年度における巡視・点検業務の結果を取りまとめた報告書	1 回/年	確認 (※)
調査業務報告書	当該年度における調査業務の結果を取りまとめた報告書	1 回/年	確認 (※)
清掃業務報告書	当該年度における清掃業務の結果を取りまとめた報告書	1 回/年	確認 (※)
定期点検報告書	当該月におけるマンホールポンプ点検業務の点検日時、不具合等を取りまとめた報告書	1 回/月	確認 (※)
修繕用資料作成業務報告書	当該年度における修繕用資料作成業務の結果を取りまとめた報告書	1 回/年	確認 (※)
修繕業務報告書	当該年度における修繕業務の結果を取りまとめた報告書	1 回/年	確認 (※)
下水道用地管理業務報告書	当該年度における下水道用地管理業務の結果を取りまとめた報告書	1 回/年	確認 (※)
検査補助・普及業務報告書	当該年度における検査補助・普及業務の結果を取りまとめた報告書	1 回/2 ヶ月	確認 (※)
現地調査報告書	当該年度における住民対応等業務の現地調査実施結果を取りまとめた報告書	1 回/2 ヶ月	確認 (※)

提出書類	概要	頻度	行為
改築業務報告書	当該年度における改築業務の結果を取りまとめた報告書	1回/年	確認 (※)
機能耐久調査業務報告書	当該年度における機能耐久調査業務の結果を取りまとめた報告書	1回/年	確認 (※)
照査報告書	照査に関して取りまとめた報告書	検査時	確認 (※)
計画策定業務報告書	業務実施年度における計画策定業務の結果を取りまとめた報告書	計画策定 業務完了時	確認 (※)
修繕・改築業務報告書	当該年度における修繕・改築業務の結果を取りまとめた報告書	1回/年	確認 (※)
照査報告書	照査に関して取りまとめた報告書	検査時	確認 (※)
データベース作成業務報告書	当該年度におけるデータベース作成業務の結果を取りまとめた報告書	1回/年	確認 (※)
維持管理データ	当該年度実施分のデータ	1回/年	確認 (※)

確認 (※)：受託者から提出された書類について、委託者が確認を行う。

(2) 会議体による確認

委託者と受託者は、表 2-2 に示す会議体を設置する。委託者はこれらの会議体の開催を通じて、業務の遂行状況及び基本契約書に定められた契約内容の履行状況、並びに課題及びその改善状況等を確認し、対応方針について受託者と協議を行う。なお、委託者又は受託者が必要と認める場合は、委託者と受託者は表 2-2 に示す会議体によらず、随時、別途会議体を設けるものとする。

表 2-2 会議体による確認

会議体名	概要	頻度
年度業務報告会	業務の結果、次年度業務計画等の報告・確認を行う会議	1回/年
統括会議	月に1度、各業務の履行状況等の報告・確認を行う会議	1回/月

(3) 現地による確認

書類及び会議体による確認の結果、委託者が必要と判断した場合又は受託者が現地確認を要請した場合、委託者は現地による確認を行うことができる。受託者は委託者の現地における確認に必要な協力を行うものとする。

3 本業務における履行確認ができない場合の措置

委託者は、モニタリング実施計画書に従って実施されたモニタリングの結果、要求水準書、企画提案書の提案内容及び業務計画書等に基づく本業務の履行がされていないことを確認した場合、受託者に対して是正計画書等の提出を求め、委託者が指定する期限までに提出がない場合は、減額又は契約解除の措置を行うことができる。